

国家公務員共済組合法等の運用方針の一部改正（案）

概要

国家公務員共済組合法等の運用方針（昭和 34 年 10 月 1 日蔵計第 2927 号。以下「運用方針」という。）は各共済組合等において法令の解釈や運用に差異が生じないように統一的な基準を示すものである。

今般、運用方針に示す「固定的給与の変動」の定義が狭義なものとなり得ていたため、所要の規定の整備を行う。

内容

法第 40 条関係：「固定的給与の変動」が狭義なものとならないよう、表現の適正化を行い、その他所要の規定の整備を行うもの。

通達日等

通達日：令和 8 年 9 月下旬（予定）

適用日：令和 8 年 10 月 1 日